

第20回徳島県規制改革会議 議事要旨

- 1 開催日時 令和4年9月14日(水)13:30~15:00
- 2 開催場所 職員会館2階大会議室
- 3 出席委員 床桜座長、田村委員、岡本委員、佐藤委員、青木委員、橋本委員

4 審議の内容

(1) 第19回会議で委員から提案があった事項

①収入証紙の現状と今後の方針

(所管課)

現状、本県における各種手数料の納付は収入証紙によって行っているが、令和4年1月には、キャッシュレス決済等の徴収方法の多様化に対応する為、証紙条例及び証紙条例施行規則において例外規定を設ける改正を行っている。今後は、証紙を廃止した場合に発生するシステム改修費等の諸経費の発生も想定されることから、他県の状況も踏まえて廃止を含め、さらに調査研究を行いたい。

(委員)

システムを変更するイニシャルコストが当然必要になってくるが、長期的に見た場合には消印などの事務の軽減、証紙の印刷経費、売りさばき手数料のコストカットができる。他都道府県でも廃止済、廃止に向けた検討が行われている。様々な機関との調整等、多大な準備はあるが、今の時代に応じた形で改革に着手してほしい。

(委員)

県民からしたら収入印紙と間違える上に制度がややこしい。是非、廃止に向けて改正してほしい。

②公印の押印の省略

(所管課)

本県では「公印の押印を原則とする」「文書の性質に応じて公印の省略を認める」の2点に考慮し、文書規定の一部の改正を行い、公印の省略を認めている。また、知事印以外の総合県民局長印・座長印等についても、国・私人に対する軽易な文書での公印省略を認める改正を行っている。制度は既に整っているため、引き続き職員に対してeラーニング等で周知を行い、公印の押印の省略を適切に実施し、業務の効率化を図るように働きかけていきたい。

(委員)

住民から提出する書類の押印がなくなると便利になった実感があるが、一方で公印の押印をなくすことは行政としてどういった点で効率化に繋がっていくのか。

(所管課)

公印省略は電子的に文書を発出できることにもつながるため、住民が電子的に公文書を受け取ることもできるし、行政としても押印の手間を省ける。

(委員)

電子証明については、受け手の問題もあり、そこをどういうフォローしていくのかも重要。今後、法令上、押印が必要な書類の整理をして上で電子証明を含めた形でデータ処理していくということは、しっかり進めていただきたい。

(2) 県民からの意見募集の結果、提案された事項

①資格が必要な職場における育休・産休中のルール

(所管課)

薬局において調剤に従事する薬剤師の員数は、薬局における一日平均取扱処方箋数を40で除して得た数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1とすると法律で決められている。医薬品の調剤の安全性を確保するため、育休・産休等の一時的であっても、員数を緩和することは困難である。

(委員)

介護の現場でも人員配置基準というのが法令で決まっており同様の問題が生じている。命にかかわるこういった薬事とか、医療では誰でも補充はできないが、介護の場合は、介護福祉士をもっていなくても、介護初任者研修を受けたものとか、そういった補充の議論も今後、必要だと思う。

(委員)

教員の場合は、欠員が出た場合の人員補充の仕組みがあるが、他の業界でも「人材バンク」のような仕組みが、リカレント教育システムと合わせてあればいい。

②徳島県リサイクル認定制度について

(所管課)

徳島県認定リサイクル製品認定を受けるためには、安全性や品質の担保を考慮し、JIS規格等公的な規格の認定を受けていることが必要である。認定等を受けていない場合は、基準に適合していることを証明する客観的データが検討会において適当と認められる必要がある。

(委員)

今回のコンクリートの再利用についても、用途を確認した上で、それに必要なデータ等の情報があれば、検討会で判断してもらえるのか。

(所管課)

できる。規格対象は、JIS規格だけに限定しているわけではない。

(委員)

リサイクル製品のため用途は制限してほしいが、認定制度を活用できることはいいと思う。

(委員)

まずは、1回、所管課と提案いただいた県民との間で、やりとりをしていただいて、本当に何が最大の障壁になってるのかを明らかにしていただければ。その上で、もし再び規制改革会議で議論が必要であれば、議論を行いたい。